

広島市告示第495号

令和3年10月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定に基づき、届出を受理した令和3年9月2日付け広島市告示第437号を次のとおり修正します。

広島市長 松井 一實

(正)

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
(1) 店舗北側角	午前4時～ <u>午後5時</u>
(2) 店舗南側中央	午前6時～ <u>午後5時</u>

(誤)

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
(3) 店舗北側角	午前4時～ <u>午後9時</u>
(4) 店舗南側中央	午前6時～ <u>午後9時</u>